

はしがき

本書は、『完全講義 民事裁判実務の基礎 [上巻] [第3版]』の改訂版であり、「要件事実」を解説したものである。この1冊で要件事実がわかることを目指し、本書の位置づけをより明確にするためにタイトルも変更した。読者としては、法科大学院生や司法修習生を念頭に置いている。

類書として、『完全講義 民事裁判実務 [基礎編]』を出版しているが、これは主として司法試験予備試験の受験生を念頭に置いており、事実認定の基礎部分や民事保全・執行、法曹倫理（付録）を入れて、司法試験予備試験対策として役立つものになっている。

これに対し、本書は、「要件事実」に徹したものである。このため、要件事実について、『完全講義 民事裁判実務 [基礎編]』と比べ、応用的な問題も扱っている。

本書の特徴としては、次の点をあげることができる。

第1に、本書は、法科大学院における「民事裁判実務の基礎」等の授業を理解するための、あるいは司法修習における「民事裁判」の自習書として位置づけており、民法と民事訴訟法の基礎的な部分を理解していることが前提であるが、それ以上の法律知識はなくとも理解できるように配慮した。

第2に、本書全体が要件事実にて化し、要件事実はこの1冊でわかるという位置づけのため、『完全講義 民事裁判実務 [基礎編]』と重複している部分がありある。同書は基礎的な部分を解説しているのに対し、本書は応用的な問題も扱っており、その違いがわかるように、本書でのみ扱っている部分は、見出しの横に♠を付した。

第3に、できるだけ抽象的な説明は避け、具体的な事例に基づいた説明を行い、事案におけるあてはめができるようにするとともに、理解を助けるため図や訴状、不動産登記事項証明書等の書式を示すことによって、視覚的に理解できるように努めた。

第4に、筆者の法科大学院での授業経験や司法修習生に対する実務指導経験を踏まえ、法科大学院生や司法修習生等が間違いやすい点や誤解しやすい点については、その旨を明示して説明し、誤った理解がされないように工夫した。

はしがき

この観点から、重要な点は繰り返し説明を加えて、正確に理解できるように配慮した。

本書の出発点は、『完全講義 民事裁判実務の基礎』（2009年）である。同書を発刊してから15年が経った。発刊当初から中村修輔さん（58期。最高裁事務総局人事局参事官）、田端公美さん（新60期。弁護士・西村あさひ法律事務所）らの協力を得ている。イラストは今回も村上彩子さん（新64期。弁護士・えだむら法律事務所）にお願いした。企画から出版まで民事法研究会の都郷博英さんには大変お世話になった。これらの方々に厚くお礼を申し上げたい。

最後に、本書を手にとられた方々が、将来、法曹界で、あるいはそれ以外の分野においても、活躍され、新しい時代が開かれることを期待して、はしがきの結びとしたい。

2024年3月

大島 眞一

〈完全講義シリーズ相関図〉

【予備試験受験生向け】

『完全講義 民事裁判実務[基礎編]』

【新版 完全講義 民事裁判実務の基礎 [入門編] (第2版)】改題
要件事実を中心に、事実認定、民事保全・執行、
法曹倫理の基本的事項を解説



『完全講義 法律実務基礎科目[民事](第2版)』

予備試験の過去問の解説+参考答案

【司法試験受験生・司法修習生向け】

『完全講義 民事裁判実務[要件事実編]』(本書)

【完全講義 民事裁判実務の基礎 [上巻] (第3版)】改題
要件事実のみに徹して解説

「統 完全講義 民事裁判実務の基礎」改題予定
事実認定の解説、演習問題 (要件事実・事実認定)

『完全講義 民事裁判実務[実践編]』

【司法修習生向け】

(2024年刊行予定)

〔本書の利用方法〕

(1) 『完全講義 民事裁判実務〔基礎編〕』との関係

『完全講義 民事裁判実務〔基礎編〕』は、要件事実と事実認定の基礎的な部分および保全・執行と法曹倫理（付録）を解説しており、本書の要件事実のうち基礎的な部分は、『完全講義 民事裁判実務〔基礎編〕』と重複する。同書の実事認定、保全・執行、法曹倫理（付録）の代わりに、本書では、要件事実の応用的な部分（一部ごく基礎的な部分もある）を解説している。

したがって、予備試験は必要ないという方や要件事実をより深く学ぶことを希望される方は、本書を読んでいただければと思う。

(2) 「本文」、**「One Point Lecture!」**、**「Advance」**

本書は、「本文」、**「One Point Lecture!」**、**「Advance」**に分かれる。

「本文」は、要件事実についてわかりやすく解説している。かなりの分量になっているが、丁寧に解説したためであり、読みやすいものになっている（はずである）。行間を読む必要はなく、説明すべき点はすべて盛り込んでいる。「**One Point Lecture!**」は、初学者が間違いやすい点や誤解しやすい点について敬体でわかりやすく解説を加えたものである。「**Advance**」は、本文と関連する事項について説明したものであり、応用的な部分もあるため、飛ばして読んでいただいても差し支えない。

なお、見出しの横に♠が付してある箇所は『完全講義 民事裁判実務〔基礎編〕』に記載がない箇所である。

(3) 要件事実

本書は、司法研修所編『改訂 新問題研究 要件事実』（2023年、法曹会。以下「司研・新問研」という）に基づいた解説をしている。もっとも、司研・新問研は、実体法について多様な解釈があることを意識して記載されており、見解を並列的に掲げている部分もある。本書では、司研・新問研が「事実記載例」として掲げている見解によりつつも、別の見解についても言及するようにした。

また、本書では、司研・新問研には掲載されていない類型についても触れているが、その場合は、司法研修所編『4訂 紛争類型別の要件事実——民事訴訟における攻撃防御の構造——』（2023年、法曹会）を参考にしている。

私見が司研・新聞研等と異なる場合もあるが、その場合は、まず司研・新聞研等の見解を記したうえで、私見を記載することにした。

(4) **本書のポイント**

事例に基づいた解説を心がけた関係で、かなり〈*Case*〉を多様しているが、各〈*Case*〉では、Xが原告、Yが被告、AやBは訴訟外の人物を意味している（ただし、代理の項目では、それとは異なった表記になっている）。また、各〈*Case*〉は、できるだけ簡潔なものにした関係で、かなり不自然なものもあるが、ご容赦いただきたい。各〈*Case*〉では、事実摘示例を掲げているが、1つの参考にすぎない。どのような表現をするかではなく、いかなる内容を記載するかに関心をもっていただきたい。

(5) *Coffee Break*

今回は司法試験合格者で個性のある方を中心として執筆をお願いした。ひとやすみとして読んでいただきたい。

〔本書の構成〕

本書は、次のような構成となっている。

〈第1部 基本構造・訴訟物〉

第1講 民事訴訟の基本構造

第2講 訴訟物

〈第2部 要件事実〉

第3講 要件事実総論（①売買契約を例に、②要件事実とは）

第4講 売買（①意思表示、②条件・期限、③弁済、④一部請求、⑤消滅時効、⑥同時履行、⑦代物弁済、⑧民法総則に関する抗弁、⑨規範的要件、⑩黙示の意思表示）

第5講 売買（①代理、②会社の意思表示）

第6講 売買（①相殺、②債務不履行解除、③危険負担、④不完全履行、⑤手付解除、⑥附帯請求）

第7講 貸金・保証（①消費貸借、②保証、③準消費貸借、④使用貸借、⑤求償請求）

第8講 不動産明渡し（①土地明渡し、②建物取去土地明渡し、③建物退去土地明渡し、④土地明渡しの附帯請求）

第9講 不動産登記（①総論、②所有権移転登記抹消登記、③所有権移転登記（取得時効）、④抵当権設定登記抹消登記、⑤利害関係を有する第三者に対する承諾請求、⑥通謀虚偽表示の類推適用）

第10講 賃貸借（①賃料請求、②建物明渡請求）

第11講 賃貸借（①建物取去土地明渡し、②留置権、③転借人に対する請求、④定期建物賃貸借、⑤敷金返還請求）

第12講 動産・請負（①動産、②請負）

第13講 債権譲渡等（①債権譲渡、②債務引受、③受領権者としての外観を有する者に対する弁済）

第14講 その他の請求（①債権者代位、②詐害行為取消し、③委任、④消費寄託、⑤和解、⑥不当利得返還、⑦債務不存在確認、⑧不法行為、⑨相続、⑩事例検討）

民事裁判においては、「訴訟物」と「要件事実」が大きな柱である。

まず、第1講で民事裁判全体の構造をみた後、第2講で「訴訟物」を、第3講で「要件事実」の総論を、第4講～第14講で「要件事実」の各論を扱っている。

「要件事実」の各論については、売買、消費貸借等の比較的わかりやすいと思われる紛争類型から始め、徐々により複雑な類型の要件事実を扱うようにした。代理や弁済、相殺などの複数の紛争類型にまたがる事項については、原則として、売買を例に説明している関係で、売買の中に入れている。

〔要件事実について〕

(1) 要件事実の役割

「民事裁判実務」イコール「要件事実」だと考えている法科大学院生や司法修習生が少なからずいる。確かに、事件の争点を明確化し、充実した審理をするためには、要件事実に基づいて的確な主張をし、争点の整理を行う必要があり、要件事実は民事裁判実務における基礎であって、これを正確に理解することは当然の前提であるといえる。

しかし、要件事実は、原告と被告のいずれが主張・立証責任を負うかについての分配をしているにすぎず、それを理解したところで、民事裁判実務を理解したということにはとうていならない。民事裁判は、当事者間における紛争を法的に解決する場であるから、実務においては、要件事実を整理することによって争点を把握し、その争点についての的確な事実認定・判断をすることがより重要であるといえる。たとえば、XがYに対し売買契約に基づいて代金請求をしたところYが売買契約の成立を否認したという実務でよくみかける事案を考えると、売買契約の締結については、Xが主張・立証責任を負うという形で要件事実の整理をしたところで、何の紛争解決にもなっていない。ここでは、当事者から提出された証拠を子細に検討し、売買契約が締結されたと認定できるかという事実認定の部分が大きな問題となるのである。また、事案によっては法解釈が正面から争われる場合もあり、立法の経緯や紛争実態を踏まえて法解釈を展開することが求められる。事件によっては、主張・立証責任の分配がまだ定まっておらず、要件事実の整理が争点の1つになることはあるが、基本

的に、民事訴訟実務において、要件事実が主役の座を占めることはない。

このように、要件事実とは、事件の争点を把握するための道具のようなものであるから、その役割を十分に踏まえたくて要件事実の勉強をすることが肝要である。

また、「要件事実とは暗記である」という誤解もあるように見受けられる。要件事実とは、実体法の解釈に委ねられているところが多く、必ず正解があるわけでも一義的に決まるものでもない。民法上の紛争類型に限らずに広く問題となるのであるから、すべてを暗記することは不可能である。したがって、要件事実を暗記するのではなく、基本的な考え方の筋道や思考方法を理解したうえで、それに基づき具体的な事件について検討すれば足りる。

本書においては、以上のような観点から、実務的によくみかける紛争類型について、基本的な事項から説明し、最終的には複雑な問題も扱うことによって、実体法の解釈を踏まえて、要件事実を考えることができる思考力を育成することを目指した。

(2) 法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」の授業のあり方

本書は、法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」等の授業の自習書としての性格をもっているため、法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」等の授業のあり方について触れておきたい。

「民事訴訟実務の基礎」等の授業については、14～15回の講義回数であるとする。前半は、理論編として、民事訴訟の構造と訴訟物（本書の第1講、第2講）を2回、要件事実（本書の第3講～第14講）を5回、事実認定を1回行い、後半は、実践編として、6～7回に分けて、模擬記録等を用いて、訴状・答弁書の検討や、争点整理、事実認定を民事訴訟の手續に従って順に検討し、要件事実や事実認定のほか、訴訟運営や訴訟手續についても触れ、実体法・訴訟法の理論がどのように実務と関連しているのかを示しながら、民事裁判実務が動的に理解できるようにするのが望ましいのではないかと思う。

要件事実を5回程度で終わるとすると、本書で詳細に触れた点を取り上げることはもちろん不可能であって、売買、消費貸借、質貸借、不動産明渡し、不動産登記、動産引渡し程度を取り上げれば十分ではないかと思う。多くの知識を詰め込むよりも、基本的な知識の修得に努め、その基本的知識を応用できる

要件事実について

ようにすることが望ましい。

もっとも、法科大学院において民事模擬裁判等の科目が独立しており、多くの学生が履修するのであれば、実践編はその科目で行うことができるので、「民事訴訟実務の基礎」は、より理論的な点を取り上げることができるが、要件事実について過度に細かな点に立ち入るべきではなかろう。

第1講

民事訴訟の基本構造

I 民事訴訟の基本構造

1 総論

民事訴訟は、原告が求める権利または法律関係の存否が認められるかを審理・判断する。金銭を貸せばその返還を求める貸金返還請求権、物を売れば売買代金請求権という権利が発生する。その権利の存否や遺言無効確認という法律関係の存否を審理・判断するわけである。

こうした権利・法律関係は、抽象的なものであり、直接証明することはできない。そこで、まず、当事者において、権利・法律関係を発生させる事実を主張する必要がある。貸金返還請求権であれば金銭を貸したという事実を、売買代金請求権であれば物を売ったという事実を主張しなければならない。

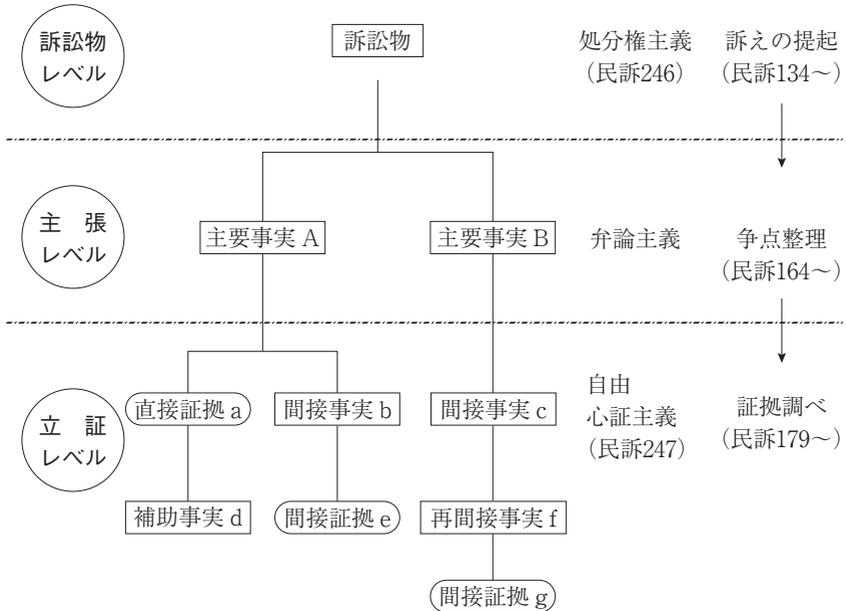
そして、その事実を証拠によって証明することを要し、その事実が認められることによって、権利・法律関係が認められるという構造になっている。

民事裁判実務を理解するうえで、最も重要なことは、この基本的な構造を理解することである。

民事訴訟の基本構造を図で示すと、[図1]のとおりである。

ポイントは、「訴訟物」、「主張」、「立証」の3つのレベルがあり、どのレベルの議論をしているのかを意識することである。そして、民事訴訟における審理も、おおむね訴訟物→主張→証拠の順にされ、最終的に判決により、証拠に基づいて主張（要件事実）が認められるかが決められ、訴訟物についての判断がされる。

〔図1〕民事訴訟の基本構造



2 具体例での検討

具体例で考えよう。プロローグにおけるX（川端ゴン）の説明は長いですが、法的に意味のある言い分は、次のとおりである。

〈Case ①-1〉

X（川端ゴン）は、令和6年11月1日、Y（山本山子）に対し、弁済期を令和7年10月31日と定めて200万円を貸し付けた。Xは、Yに対し、200万円の返還を求めている。

秋吉まりこは、Xの代理人として、早速、訴状を起案した。

その訴状は、【書式1】のとおりである。

【書式1】 訴状 (〈Case ①-1〉)

訴 状

収 入
印 紙

(1万5000円)

令和〇年〇月〇日

大阪地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 秋吉まりこ ⑤

〒532-〇〇〇〇 大阪市中央区田中町1丁目5番12号

原 告 川 端 ゴ ン

〒530-〇〇〇〇 大阪市北区西天満50丁目1番1号-206号 (送達場所)

電 話 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

同訴訟代理人弁護士 秋吉まりこ

〒563-〇〇〇〇 大阪市中央区田中町2丁目6番13号

被 告 山 本 山 子

貸金返還請求事件

訴訟物の価額 200万円

貼用印紙額 1万5000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、200万円及びこれに対する令和7年11月1日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決及び仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 原告は、令和6年11月1日、被告に対し、弁済期を令和7年10月31日と定めて200万円を貸し渡した。
- 2 令和7年10月31日は経過した。

第4講

売買に関する請求 1

第4講では、売買契約を題材に、意思表示、条件・期限、弁済、一部請求、消滅時効、同時履行の抗弁、代物弁済、詐欺等の民法総則の抗弁、規範的要件、黙示の意思表示を検討する。

事案は、V（消滅時効）を除き、〈Case③-1〉と同じであり、訴訟物は売買契約に基づく代金支払請求権、請求原因は、次のとおりである。

〈Case④〉 ◆請求原因事実◆

Xは、令和7年11月15日、Yに対し、甲土地を代金2000万円で売った。

I 意思表示 ♠

まず、意思表示について考えてみよう。

意思表示は、一定の法律効果の発生を欲するときに、その意思を外部に表示する行為である。たとえば、Xの、甲土地を2000万円でYに売るという意思がYに表示されることである（Yが甲土地を2000万円でXから買うという意思がXに示されことによって、意思表示の合致により、売買契約が成立する）。

意思表示は、通常、ある「動機」に導かれて、一定の「効果意思」が形成され、それを表示する「表示行為」が行われる（他に、「表示意識」を必要とする見解もある）。

意思表示の成立には、相手方に対する「表示行為」が必要である。いくら思っても、それが表示されなければ何の効果も生じない（黙示の意思表示というものもあるが、黙示でも相手方に示されている）。

「効果意思」は一定の法律効果を欲する意思である。民法総則で問題となるのは、効果意思はないが、表示行為がある場合である。たとえば、互いに売買する意思がないにもかかわらず、差押えを免れる目的等のために、その意思を

表示することは、虚偽表示に当たり、無効とされているが（民94条1項）、無効であることは、契約自体は成立しているが、効力が生じないことを意味している（契約の「成立」と「有効・無効」を区別することについては、63頁参照）。このように、効果意思と表示行為との不一致の場合としては、心裡留保（民93条）、虚偽表示（同法94条）、錯誤（同法95条）がある（動機の錯誤は、効果意思と表示行為との間に不一致はないが、意思表示をした動機に錯誤がある場合である）。

つまり、契約の成立要件としては「表示行為」のみに基づいて判断する。他方、「表示行為」があることを前提として「効果意思」がないというのが、抗弁である虚偽表示等の主張である。

効果意思がない場合の判断基準については、意思主義（内心の意思を重視して、意思と表示の不一致の場合に意思表示を無効とする立場）と表示主義（表示行為を重視し、意思と表示の不一致の場合に意思表示を有効とする立場）があるが、虚偽表示についていえば、意思主義の立場から効果意思と表示行為の不一致を無効としながらも（民94条1項）、有効を前提として法律行為を行った第三者の保護の観点から、有効とする場合もある（同条2項）。

〈表3〉 効果意思と表示行為（民法94条1項）

	効果意思		表示行為	
通常	X	甲土地を2000万円で売ろう	X	Yに対し甲土地を2000万円で売る旨を表示する
	Y	甲土地を2000万円で買おう	Y	Xに対し甲土地を2000万円で買う旨を表示する
→ 表示行為の一致により契約成立				
虚偽表示	X	甲土地を売る意思なし	X	通常と同じ（Yに対し甲土地を2000万円で売る旨を表示する）
	Y	甲土地を買う意思なし	Y	通常と同じ（Xに対し甲土地を2000万円で買う旨を表示する）
→ 表示行為の一致により契約成立 （ただし、X、Yの効果意思がないので、虚偽表示で無効（抗弁））				

II 条件・期限

— 〈Case ④-1〉 —

(Yの言い分)

本件売買契約には、代金の支払期を令和17年11月15日とする合意がありました。したがって、現時点では、まだ支払期は到来していないので、代金を支払う必要はありません。

期限の合意は、これにより利益を受けるY（買主側）が主張・立証責任を負う。期限の合意が認められれば、期限が到来するまで請求原因に基づく代金支払請求が認められないこととなる（権利行使を障害する）から、この主張は、抗弁として機能する。

売買契約に、停止条件（将来の不確実な事実が発生した場合に効力が生じる）が付されている場合も同様、「停止条件の合意」の主張は、Yが主張・立証責任を負うべき抗弁となる。

具体的には、

○ XY間で履行期限の合意があったこと

または、

○ XY間で停止条件の合意があったこと

が要件事実となる。そして、「期限の合意」に対する「期限の到来」の主張は、それによって利益を受けるX（売主側）が主張・立証責任を負い、期限の合意の抗弁に対する再抗弁となる。同様に、「停止条件の合意」に対する「条件成就」の主張は、Xが主張・立証責任を負う再抗弁に位置づけられる。

— 〈Case ④-1〉 ◆抗弁事実◆ —

○ XとYは、本件売買契約において、代金支払債務の履行期を令和17年11月15日とする合意をした。

[著者略歴]

大島 眞一（おおしま しんいち）

[略歴]

神戸大学法学部卒業。1984年司法修習生（38期）。1986年大阪地裁判事補。函館地家裁判事補、最高裁事務総局家庭局付、旧郵政省電気通信局業務課課長補佐、京都地裁判事補を経て、1996年京都地裁判事。神戸地家裁尼崎支部判事、大阪高裁判事、大阪地裁判事・神戸大学法科大学院教授（法曹実務）、大阪地裁判事（部総括）、京都地裁判事（部総括）、大阪家裁判事（部総括）、徳島地家裁所長、奈良地家裁所長、大阪高裁判事（部総括）、2023年定年退官、弁護士。2024年関西学院大学司法研究科教授。

[主要著書・論文等]

『ロースクール修了生20人の物語』（編著、民事法研究会・2011）、『Q&A 医療訴訟』（判例タイムズ社・2015）、『司法試験トップ合格者らが伝えておきたい勉強法と体験記』（編著、新日本法規・2018）、『続 完全講義民事裁判実務の基礎』（民事法研究会・2021）、『民法総則の基礎がため』（新日本法規・2022）、『物権・担保物権の基礎がため』（新日本法規・2023）、『完全講義 民事裁判実務〔基礎編〕』（民事法研究会・2023）、『交通事故事件の実務〔改訂版〕』（新日本法規・2023）等。

「逸失利益の算定における中間利息の控除割合と年少女子の基礎収入」判タ1088号60頁（2002）、「交通損害賠償訴訟における虚構性と精緻性」判タ1197号27頁（2006）、「法科大学院と新司法試験」判タ1252号76頁（2007）、「大阪地裁医事事件における現況と課題」判タ1300号53頁（2009）、「交通事故における損害賠償の算定基準をめぐる問題」ジュリ1403号10頁（2010）、「規範的要件の要件事実」判タ1387号24頁（2013）、「医療訴訟の現状と将来——最高裁判例の到達点」判タ1401号5頁（2014）、「高齢者の死亡慰謝料額の算定」判タ1471号5頁（2020）、「交通事故訴訟のこれから」判タ1483号5頁（2021）、「統計数値からみた民事裁判の概観」法律のひろば76巻5号53頁（2023）、「判決書の作成過程を考える」判タ1511号37頁（2023）等。

完全講義 民事裁判実務 [要件事実編]

2024年5月15日 第1刷発行

著者 大島 眞一
発行 株式会社 民事法研究会
印刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16
〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258
〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278
<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえます。
カバーデザイン 関野美香

ISBN978-4-86556-619-2 C3032